

## 平成 30 年度から適用される個人住民税の主な税制改正

### 1 医療費控除の特例

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病への予防への取組として一定の取組(※1)を行う人が、平成 29 年 1 月 1 日以降に、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払ったその対価の額の合計が 1 万 2 千円を超えるときは、その超える部分の金額(その金額が 8 万 8 千円を超える場合には 8 万 8 千円)について、その年分の総所得金額等から控除することができます。

ただし、本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

(※1)特定健康診査, 予防接種, 定期健康診断, 健康診査, がん検診

(※2)要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品  
(類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。)

お問い合わせ先 税務課市民税係 電話33-2111(代表)